

神戸市地球温暖化防止実行計画の改定支援業務
仕様書

1. 業務名

神戸市地球温暖化防止実行計画の改定支援業務

2. 業務目的

2050 年カーボンニュートラルを目指した神戸市地球温暖化防止実行計画の目標値を改定するにあたり、市域温室効果ガス排出量削減に関する将来推計・削減目標の内訳算定および市域再生可能エネルギー導入に関する将来推計・導入目標の内訳算定等に係る業務を委託し、同計画の改定を円滑かつ効率的に行うことを目的としている。

3. 契約期間

契約締結日から 2025 年 10 月 31 日（金曜）まで

4. 契約方法

委託契約・総価契約

5. 業務内容

（1）市域温室効果ガス排出量削減目標の改定支援

①市域温室効果ガス排出量削減に関する将来推計

（ア）現状趨勢ケース※

2030 年度、2035 年度、2040 年度及び 2050 年度における、神戸市域から排出される温室効果ガス排出量の推計

※現状趨勢ケース算定方法については、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和 6 年 4 月）」の「1-5 現状趨勢（BAU）ケース推計の位置づけ」等を参照のこと。

（イ）対策推進ケース

- ・上記（ア）の算定を踏まえ、現行の神戸市地球温暖化防止実行計画（2030 年度温室効果ガス 60%削減（2013 年度比）、2050 年排出量実質ゼロ）に基づき、対策推進する場合の 2030 年、2035 年度、2040 年度の神戸市域から排出される温室効果ガス排出量の推計
- ・温室効果ガスは、二酸化炭素（エネルギー起源・非エネルギー起源）、メタン、一酸

化二窒素、その他ガス（代替フロン等4ガス）を対象として区分し、また部門別（産業、業務、家庭、運輸、廃棄物、その他ガス）にも区分する。

- ・国の地球温暖化対策計画の部門別・温室効果ガス種別排出目標・目安等も参考とすること。

②削減目標の内訳算定

- ・2030年度、2035年度、2040年度の目標達成に必要な削減量の内訳を算定する。
- ・温室効果ガス削減対策については、国の地球温暖化対策計画に係る「2030年度排出削減目標に関する対策・施策」や「2035年度、2040年度排出削減目標に関する対策・施策」等を参考とし、2030年度、2035年度、2040年度の市域温室効果ガスの削減対策・削減量を積み上げにより算定する。

※算定方法は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に則るほか、最新の知見を加味すること。

③削減対策指標の選定

- ・温室効果ガス削減対策項目の中から、各分野別に削減の進捗を示す指標となり得る項目を複数提案する。
- ・指標となり得る項目については、神戸市における実績（あるいは推計値）のデータが継続的に入手（あるいは算定）しやすいものとする。

④スケジュール（予定）

○中間報告

- ・2025年7月末までに上記(1)①、②、③について、とりまとめ、本市の確認を受ける。
- ・最終報告の提出までに、本市と協議、調整し、内容について一部修正・再計算等を依頼する必要がある（数回程度を想定）。

○最終報告

- ・2025年10月末。

（2）市域再生可能エネルギー導入目標の改定支援

①再生可能エネルギー導入量の複数シナリオによる将来推計及び目標検討

- ・2035年度及び2040年度の再生可能エネルギー導入目標を検討する。
- ・経済産業省資源エネルギー庁「第7次エネルギー基本計画」及び関連資料等を参考に、国制度の整備、脱炭素化技術等の動向による再生可能エネルギー導入への影響を、神戸市の面積・人口・世帯数の動態等から分析し、複数シナリオ※による再生可能エネルギー導入量の将来推計を行う。

- ・導入が想定される再生可能エネルギー種類、導入量、導入エリア等の内訳についても示すこと。

※＜複数シナリオの考え方＞

- (ア) 革新的な再生可能エネルギー（以下「革新再エネ」とする。）や水素エネルギーなどの導入制約が克服され、幅広い革新技術で大幅なコスト低減等が進展し、脱炭素化が進展するシナリオ（高位）
- (イ) 革新再エネ技術が普及拡大するシナリオ（中位）
- (ウ) 2040 年度までに革新技術の大幅なコスト低減等が進まず、既存技術を中心に導入拡大が進展するシナリオ（低位）

＜想定される国制度の整備、脱炭素化技術等の動向例＞

- ・経年的な太陽光発電設備コストの低減
- ・公共部門への太陽光発電設備の積極的な導入
- ・ペロブスカイト太陽電池の商用化及び大幅なコスト低減
- ・新築戸建住宅への再生可能エネルギー導入に係るトップランナー基準策定
- ・再生可能エネルギーの電力市場への統合・調整力の確保
- ・道路脱炭素化推進計画策定による道路への再エネ導入
- ・空港脱炭素化推進計画に基づく空港敷地内への再生可能エネルギー導入
- ・港湾脱炭素化推進計画に基づく港湾区域への再生可能エネルギー導入
- ・太陽光発電以外の新規再生可能エネルギー設備導入 等

②スケジュール（予定）

○中間報告

- ・2025 年 7 月末までに上記(2)①について、とりまとめ、本市の確認を受ける。
- ・最終報告の提出までに、本市と協議、調整し、内容について一部修正を依頼する場合がある。

○最終報告

- ・2025 年 10 月末。

(3) 業務の進め方

ア) 全般

- ・受託者は、本業務に必要な調整全般を行うこと。また、本市担当職員との連携を密にして業務にあたること。
- ・本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、適正に取り扱うものとする。
- ・受託者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本市の許可なく第三者に漏洩

してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

イ) 本市との打合せ

- ・本業務を適切に遂行するため、業務着手時 1 回、中間報告時 1 回、本市の業務担当者
と打合せ（対面またはオンライン）を行うこと。
- ・上記以外にも、必要時は適宜オンライン打合せ等を実施できるようにすること。

6. 成果物

下記のとおり成果物を提出すること。

<提出物>

	提出期限	提出物	備考
中間報告	2025 年 7 月 31 日（木曜）	電子データ (Word、Excel 等)	上記 5. 業務内容 (1)、(2)参照
	データ修正・再計算時は、 都度納品すること。	電子データ (Word、Excel 等)	
最終報告	2025 年 10 月 31 日（金曜）	・電子データ (Word、Excel 等) ・電子データを記録した CD-R 1 枚	

<提出先>

環境局脱炭素推進課（神戸市中央区磯上通 7-1-5）

メールアドレス：zerocarbon@city.kobe.lg.jp

7. 支払方法

一括払い

検査合格後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

8. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおき、本市に通知すること。

(2) 事業計画

契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 著作権等の扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権は、本市に
帰属するものとする。

(4) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 情報セキュリティ

本業務で個人情報の取り扱いが生じる場合は、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(7) その他

本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。